

墨田区国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）概要

改正内容

1 特別区国民健康保険の基準保険料率の改定

(1) 保険料率の改定（第15条の4、第15条の8、第15条の12、第16条の4、第16条の5関係）

医療分保険料（基礎賦課額）	
ア 保険料率	
・所得割	旧ただし書き所得の 7.25 / 100      旧ただし書き所得の 7.14 / 100 (旧ただし書き所得 = 賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等)
・均等割	被保険者 1 人につき      39,900 円 (変更なし)
イ 賦課割合	
所得割 : 均等割	5 6 : 4 4 (変更なし)
ウ 賦課限度額	610,000 円      630,000 円 (+20,000 円)
後期高齢者支援金等分保険料（後期高齢者支援金等賦課額）	
ア 保険料率	
・所得割	旧ただし書き所得の 2.24 / 100      旧ただし書き所得の 2.29 / 100
・均等割	被保険者 1 人につき      12,300 円      12,900 円 (+600 円)
イ 賦課割合	
所得割 : 均等割	5 6 : 4 4 (変更なし)
ウ 賦課限度額	190,000 円 (変更なし)
介護分保険料（介護納付金賦課額）	
ア 保険料率	
・所得割	旧ただし書き所得の 1.59 / 100      旧ただし書き所得の 1.86 / 100
・均等割	被保険者 1 人につき      15,600 円 (変更なし)
イ 賦課割合	
所得割 : 均等割	5 0 : 5 0      5 4 : 4 6
ウ 賦課限度額	160,000 円      170,000 円 (+10,000 円)

(2) 保険料を軽減する額等の改定（第19条の2関係）

軽減額の改定	
医療分	
ア 7 割減額	被保険者 1 人につき      27,930 円 (変更なし)
イ 5 割減額	被保険者 1 人につき      19,950 円 (変更なし)
ウ 2 割減額	被保険者 1 人につき      7,980 円 (変更なし)
後期高齢者支援金等分	
ア 7 割減額	被保険者 1 人につき      8,610 円      9,030 円 (+420 円)
イ 5 割減額	被保険者 1 人につき      6,150 円      6,450 円 (+300 円)
ウ 2 割減額	被保険者 1 人につき      2,460 円      2,580 円 (+120 円)
介護分	
ア 7 割減額	被保険者 1 人につき      10,920 円 (変更なし)
イ 5 割減額	被保険者 1 人につき      7,800 円 (変更なし)
ウ 2 割減額	被保険者 1 人につき      3,120 円 (変更なし)
軽減判定の変更	
5 割減額は、軽減対象となる所得基準額を 2 8 万円から 2 8 万 5 千円に引き上げる。	
また、2 割減額も、軽減対象となる所得基準額を 5 1 万円から 5 2 万円に引き上げる。	

2 施行日等

令和2年4月1日から施行し、令和2年度以後の年度分の保険料から適用する。